令和6年 第4回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き:令和6年4月23日(火)午後2時00分~

ところ:三朝町役場2階 第2会議室

- 1 開 会
- 2 前回議事録承認 加藤委員、村岡委員
- 3 議事録署名委員指名
- 4 報告事項
 - (1) 教育総務課事業について
 - (2) 社会教育課事業について
 - (3) 図書館事業について
 - (4) 令和6年度三朝町教育委員会事務局関係会計年度任用職員の配置について
- 5 議事

議案第22号 令和6年度教育関係費補正予算(令和6年5月)について

議案第23号 三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会委員の委嘱について

議案第24号 三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

議案第25号 令和6年度小中学校主任及び主事の任命について

- 6 協議事項
 - (1) 鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の三朝町教育委員会が選出する採択 協議会委員について
 - (2) 三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について
 - (3) 令和5年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について
- 7 その他
 - (1) 東伯地区教育委員会連絡協議会総会・合同研修会について
- 8 閉 会

次回 定例会 令和6年5月 日() : ~(: 集合)

報告事項(1)

教育総務課事業について

月日		時間	内 容	備 考
【4月】				
4月1日	(月)	9:00-	年度始め式	
4月2日	(火)	15:45-	三朝町立学校転入教職員等着任式	
4月5日	(金)	11:10-	校長会	
4月9日	(火)		小中学校始業式	
		10:00-	戦没者・公務殉職者合同追悼式	ブランナール
		~15 日	ふれあい運動	
4月10日	(水)		小中学校入学式(午前:小学校、午後:中学校)	
4月11日	(木)	13:30-	三朝西学童クラブ指導員アレルギー研修会	小学校
4月12日	(金)	10:00-	全国町村教育長会理事会	東京
4月16日	(火)	14:00-	県市町村教育行政連絡協議会	白兎会館
4月17日	(水)	14:30-	中部スクラム教育事業連絡協議会	中部教育局
		~18 日	小学校6年修学旅行	広島
4月19日	(金)		中学校PTA総会	
4月23日	(火)		全国学力・学習状況調査	
		10:00-	中部子ども支援センター評議会	
		14:00-	教育委員会定例会	
4月24日	(水)	~25 日	春の区長会	
4月25日	(木)		小学校PTA総会	
4月30日	(火)	9:00-	合同園・校長会、校長会、共同学校事務室協議会	
【5月】				
5月2日	(木)		小学校全校遠足	
5月7日	(火)	~10 日	中学校2年トライワーク	
5月8日	(水)	~10 日	中学校3年修学旅行	東京
5月9日	(木)	~10 日	中学校1年三徳山登山	
5月13日	(月)	~15 日	全国町村教育長会	東京
5月16日	(木)	10:00-	県租税教育推進協議会	
5月18日	(土)		小学校運動会	予備日 19 日
5月28日	(火)		とっとり学力・学習状況調査(小学校)	
5月29日	(水)		とっとり学力・学習状況調査(中学校)	
5月30日	(木)	14:00-	幼保小接続推進研修会	

・小学校プール開き

6月3日

• 中学校県総体予選

6月6日~7日

・小学校5年船上山宿泊学習

6月13日~14日

報告事項(2)

【社会教育課】 令和6年4月~5月の報告及び取組について

日	時		事業名等	場 所	備考
4月 5日	金	13:00	第1回学校運営協議会	文化ホール	
4月 6日	土		中部スポーツ少年団野球交流大会	倉吉市ほか	4/13(2 日目)
4月 8日	月	13:30	日本遺産三徳山・三朝温泉を守る会 役員会	役場	
4月 9日	火	18:30	町スポーツ少年団 総会	役場	
		19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
4月10日	水	10:00	人権啓発映画『破戒』上映会	三徳センター	
		15:00	東伯郡体育協会 理事会	役場	
4月13日	土	9:30	町スポーツ少年団 結団式	スポセン	8 単位団 62 名 参加
4月15日	月	9:30	日本遺産三徳山・三朝温泉を守る会 理事会	役場	
		13:30	東伯郡社会教育協議会 定期総会	北栄町	
4月17日	水	18:30	第1回社会教育委員会	役場	
4月18日	木	16:00	ねんりんピック2024運営委員会	役場	
4月19日	金	13:15	市町村人権教育・啓発行政担当者会	倉吉体育文化 会館	
		13:30	文化団体連絡協議会 総会	役場	
		19:00	町体育協会 総会	文化ホール	
4月20日	土	9:00	みささ青空体験塾 開塾式	文化ホール	
4月22日	月	10:00	みささ子ども若者育成会 設立総会	役場	
4月23日	火	13:30	青少年育成推進指導員研修会		
4月26日	金	13:30	ねんりんピック 2024 三朝町実行委員 会総会	役場	
4月27日 -5月 4日	土土		日本遺産ウィーク		別紙チラシ参照
4月29日 -5月 3日	月 金		神倉「湯」地点発掘調査	神倉	山本義孝氏来町

日	時	•	事 業 名 等	場 所	備考
5月 3日 - 4日	金 土		ジンショ〔三朝区陣所保存会〕	三朝	
5月 4日	土	9:00	三徳山山護運動(岡大留学生関係)	三徳山	
	·	20:00	花湯まつり 見守り活動(街頭補導)	温泉街	

5月 8日	水	19:00	日本遺産三徳山・三朝温泉を守る会 総会	文化ホール	
5月 9日	木	19:00	中学生ニュースポーツ体験	スポセン	三徳山登山
5月11日 -12日	土月		中部スポーツ少年団交流大会 (ミニバスケットボール)	スポセン	
5月12日	田	9:00	中部地区少年少女のつどい	北栄町	
5月14日	火	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
5月25日	土	9:00	みささ青空体験塾(田植え体験)	小河内	
5月26日	日	13:00	令和6年度 第1回三徳学講座	文化ホール	
5月29日	水	9:30	三朝大学(開校式・行政講座)	文化ホール	国際交流
5月30日	日	10:00	人権啓発映画『破戒』上映会	町社協	賀茂地区老ク

○町制70周年記念誌『山岳霊場 三徳を読み解く』発刊

著者:山本 義孝 氏

企画·編集:三朝町教育委員会

発行:日本遺産三徳山・三朝温泉を守る会

部数:800冊(内訳は以下のとおり)

区 分	冊数
書店販売	500
謹呈(関係機関等)	100
守る会会員向け販売(25%0FF)	80
守る会事務局 一般販売	120

販売:今年度中(~R7.3)全国書店で販売

定価:2,000円(税込)



報告事項(3)

【図書館】令和6年4月~5月の報告及び取組について

日時		内容	備考
【4月】			
3月28日 (木) - 4/18	【企画展示】	世界自閉症啓発デー in 鳥取 2024 パネル展示	
4月 3日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館 おはなし会	参加親子20組
4月13日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者17名
4月16日 (火)	【育児支援】	3歳児健診(配本)	文化ホール
4月18日 (木) 10:00	【研修会議】	県図書館大会実行委員会(第3回)	倉吉交流プラザ
4月20日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	参加者 名
4月21日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	参加親子 組
4月23日 (火)		子ども読書の日(こどもの読書週間~5/12)	
- 5/29	【企画展示】	日本遺産 三徳山・三朝温泉 PR展示	
	【特別企画】	日本遺産三徳山三朝温泉守る会入会キャンペーン	
- 6/30	【特別企画】	みささ図書館へ行こう!キャンペーン	別紙のとおり
4月24日 (水) 16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
	【定期取組】	中学校図書委員選書(来館)	
4月25日 (木)		休館日(資料整理日)	
4月26日 (金) 13:45-	【研修会議】	町学校図書館担当者会	小学校

【学校への貸出】 (小学校) 1~6年…1学期学級文庫

紙芝居、絵本「くるま」が出てくるおはなし ほか 計 555冊

日時		内容	備考
【5月】			
5月 1日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館 おはなし会	
5月 2日 (木) 15:00-	【研修会議】	町学校図書館担当者会(新校舎見学)	
5月 7日 (火) - 5/10		中学校トライワーク受入(1名)	
5月11日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月15日 (水) 16:00	【定期取組】	中学校図書委員選書(来館)	
5月16日 (木)	【育児支援】	2歳児健診(読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月19日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
5月22日 (水) 16:00-	【定期取組】	西学童 読み聞かせ	小学校
5月25日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
5月28日 (火)	【育児支援】	ブックスタート(読み聞かせ・配本)	文化ホール
5月30日 (木)		休館日(資料整理日)	



4月23日(火)~6月30日(日)

本を借りよう!

みささ図書館で本を借りると スタンプカードにスタンプを 押します

(1日に何冊借りても 1日1回1個)

貸出 返却





スタンプを集めよう!

スタンプを 3つあつめよう!



みささ図書館オリジナル 紙クリッププレゼント

みささ図書館オリジナルの ミササラドン紙クリップ プレゼント!

なくなり次第、終了 お早めに!



主催:町立みささ図書館

開館時間 9:30~18:00 (休館日:月曜日・祝日(土日を除く)

tel.0858-43-1145 図書館ホーム⁵ページ http://lib.town.misasa.tottori.jp/

議案第 22 号

令和6年度教育関係費補正予算(令和6年5月)について

次のとおり令和6年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和6年4月23日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

《参考》

- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の意見聴取)
- 第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に 関する事務について定める<u>議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員</u> 会の意見をきかなければならない。

別紙(議案第22号関係)

令和6年度教育関係費 歳出補正予算(令和6年5月)案

【教育総務課】

単位:千円

科目	中事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	主 な 内 容
小学校費	小学校施設整備事業	746, 609	5, 580	752, 189	小学校新築工事地盤変動影響調査 業務(事後調査)計上漏れによる 増
教育総務課計		746, 609	5, 580	752, 189	

議案第23号

三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和45年委員会規則第4号)第2条第9号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和6年4月23日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

- 1 三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会委員 別紙のとおり
- 2 任 期

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

《参考》

- ○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (委任事項)
- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
 - (9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
- ○三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会設置要綱

(組織)

- 第3条 策定委員会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 社会教育に関して学識を有する者
 - (2) 社会教育関係団体等(生涯学習・スポーツ・文化芸術)に属する者
 - (3) 社会教育及び行政機関関係者
 - (4) その他教育長が適当と認める者(組織)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から本プランの策定の日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

別紙(議案第23号関係)

1 三朝町生涯学習推進プラン(仮称)策定委員会委員名簿

分 野	組織·団体等	役職等	氏 名	備考
学識経験者	鳥取短期大学	准教授	長岡絵里佳	地域コミュニケーション学科
		委員長	小椋 千秋	
社会教育	社会教育委員会	委員	布廣 覚	
		委員	土居由美子	鳥取看護大学 教授
青少年育成団体	みささ子ども 若者育成会	会長	清水 成眞	
地域団体	竹田地域協議会	副会長	石田 仁樹	
かけっぱ か団体	町体育協会	理事	藤原 彰二	
地域スポーツ団体	町スポーツ 推進委員	委員	福井 智彦	
文化財保護団体	文化財保護 調査委員会	委員長	長安伸明	
文化芸術団体	文化団体 連絡協議会	会長	山口 博	
図書・ 読書振興団体	図書館協議会	委員	山本 聖子	

2 任 期

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

議案第24号

三朝町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について

次のとおり三朝町部活動地域移行検討委員会委員を委嘱することについて、教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和45年委員会規則第4号)第2条第9号の規定により、本委員会の同意を求める。

令和6年4月23日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

1 三朝町部活動地域移行検討委員会委員

分 野	組織·団体等	役職等	変更前氏名	変更後氏名
学識経験者		元県立学校副校長	加藤幸	_
学校代表	三朝小学校	校長	中川 弘通	_
子仪八衣	三朝中学校	教頭	尾﨑 徹	北尾 正彦
保護者代表	三朝小学校	三朝小PTA	竹部由樹子	4/25 総会
	三朝中学校	三朝中PTA	牧田 大介	4/19 総会
部活動担当教諭	三朝中学校		杉本 一彦	_
地域スポーツ	町スポーツ少年団		有間 拡紀	_
団体	町体育協会		藤原 彰二	_
41四	町スポーツ推進員		吉田 治	_

2 任 期

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(前任者の残任期間)

《参考》

- ○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (委任事項)
- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
 - (9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員を任命し、又は委嘱すること。
- ○三朝町部活動地域移行検討委員会設置要綱

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

議案第25号

令和6年度小中学校主任及び主事の任命について

次のとおり令和6年度小中学校主任及び主事を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第2項第4号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和6年4月23日提出

三朝町教育委員会教育長 西田寛司

別紙のとおり

≪参考≫

- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (事務の委任等)
- 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。
- 4 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- ○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (委任事項)
- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
 - (7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事 に関すること。ただし、臨時的任用職員を除く。

別紙(議案第25号関係)

令和6年度小・中学校主任及び主事の任命

主任等	学校名	三朝小学校	三朝中学校
教務	主任	丸岡 美穂	山根 亜寿香
	第1学年	名越 佐知子	背戸 由貴子
学	第2学年	谷口 以津美	横濵 圭太
年	第3学年	澤田詩保	山本 靖
主任	第4学年	川本隆之	
任	第5学年	江本 大希	
	第6学年	眞山 貴彰	
保健体	育 主 事	川本隆之	椿原香
人権教	育 主 任	江本 大希	竹本 佳紀
生徒指導主	事又は主任	眞山 貴彰	梅津 浩治
進路指	導 主 事		背戸 由貴子
司書	教諭	吉岡美奈子	横濵 圭太
防火	章 理 者	小谷 渉	北尾 正彦
衛 生 技	推 進 者	小谷 渉	北尾 正彦
特別支援	教育主任	吉岡 美奈子	藤原 奈緒美

協議事項(1)

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の三朝町教育委員会が選出する採択協議 会委員について

令和7年度から使用する中学校教科用図書を採択するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定により、倉吉市、 湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町の各市町村教育委員会が、鳥取県中部地区教科用図書採 択協議会を開催する。

本協議会の開催にあたり、下記のとおり三朝町教育委員会が選出する採択協議会委員について協議する。

記

1 選出する委員 教育長 西田 寛司

≪参考≫

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会規約

(委員)

- 第5条 前条に規定する委員は、<u>中部地区内の各市町教育委員会から1人ずつ選出された者</u>及び次の 各号に揚げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の鳥取県中部地区市町教育委員会教育長会に 委嘱された者によるものとする。
 - (1) 各市町教育委員会の所管に属する小学校又は中学校(以下「関係市町公立小中学校」という。)の校長 2人
 - (2) 関係市町公立小中学校に就学している児童又は生徒の保護者 2人

協議事項(2)

三朝町男女共同参画審議会委員の推薦について

三朝町から三朝町男女共同参画審議会委員の推薦依頼があったので、委員の推薦について協議する。

- 1 推薦する委員数 1名
- 2 推 薦 理 由 前任の教育委員の任期満了による(前任者:塩谷 俊樹)
- 3 任 期 令和6年5月1日から令和8年4月30日まで

《参考》

○三朝町男女共同参画推進条例

(審議会の設置)

- 第7条 前条第3項(前条第5項において準用する場合を含む。)の規定による基本計画の策定又は変更について、町長の諮問に応じて調査審議するため、三朝町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。 (組織等)
- 第8条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。この場合において、町長は、男女の委員の数が概ね同数になるように努めるものとする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
 - (3) 第1号及び第2号に掲げる者のほか、町長が適当であると認めるもの
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

協議事項(3)

令和5年度分三朝町教育委員会の事務に関する評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、本委員会の評価を実施する。

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。